「社会医療法人等における訪日外国人診療に際しての経費の請求について(通知)」(平成31年３月28日付総務課長・医療経営支援課長通知）の改正について

１．通知の趣旨

社会医療法人等の訪日外国人患者に対し請求する金額の上限は、「社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額からその金額に３を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること」という要件が課されているが、別途請求できる経費の範囲等について、明確化を図るもの。

２．通知の適用範囲

設置主体＼対象外国人種別	在留外国人（保険診療）	訪日外国人（自由診療）
社会医療法人等	保険局通知 （療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて）	本通知
社会医療法人等以外		－

３．通知の構成

１．訪日外国人診療（自由診療）にかかる特有の経費
２．療養の給付と直接関係ない（在留・訪日）外国人診療にかかる経費
３．個別の患者へのサービス等として請求額を算定することが困難な経費
４．診療と直接関係ないサービスにかかる経費

４．主な改正内容

①訪日外国人診療（自由診療）にかかる特有の経費の追加

ア　旅行者保険に関連する事務の費用
イ　診療・治療に必要な患者情報について外国との連絡に係る事務の費用（外国在住の患者家族への病状説明、手術の同意を得ることに係る費用を含む。）
ウ　大使館・領事館等との連絡・調整に係る事務の費用
エ　滞在延長に係る事務の費用（地方出入国在留管理官署との調整に係る費用を含む。）
オ　国際医療搬送に関連する事務の費用

②療養の給付と直接関係ない（在留・訪日）外国人診療にかかる経費

ア　外国人患者が自国の保険請求等に必要な診断書等の翻訳料
イ　日本語を理解できない患者に対する通訳料
ウ　外国人の診療に当たり必要となる多言語対応に要する費用（通訳の手配料や翻訳機の使用料等）（※）
　※外国人がその診療内容を的確に理解し、納得した上で医療を受けられる環境を整備するための費用